

令和 7 年度

償却資産（固定資産税）申告の手引き

日ごろから市税につきましては、ご理解とご協力をいただきありがとうございます。

固定資産税は土地・家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。償却資産を所有されている方は、毎年1月1日現在の資産状況を資産の所在する市町村長に1月31日までに申告していただくことになっております。（地方税法第383条）

つきましては、この「申告の手引き」をご覧ください、申告書の作成ならびに提出をお願いいたします。

なお、令和7年度の申告期限は令和7年1月31日(金)となっておりますが、期限間近になりますと窓口が大変混雑しますので、1月21日(火)までに提出くださいますよう、ご協力をお願いいたします。

も く じ

償却資産の申告について

1 償却資産とは	1
2 申告していただく方	1
3 申告していただく資産	1
4 提出していただく書類	5
5 税額の計算方法	5
6 国税との主な違いについて	7
7 電子申告について	7
8 固定資産課税台帳の閲覧	8
9 実地調査について	8
10 提出期限	8
11 申告書提出先及び問合せ先	8
12 申告書の記入例	9
13 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例	10
14 種類別明細書（減少資産・内容修正資産用）兼前年度課税明細書の記入例	11

宇 都 宮 市

〔申告書提出先〕

申告書を郵送される際に切り取ってご利用ください。

〒320-8540

宇都宮市旭1丁目1番5号

宇都宮市役所 資産税課
償却資産グループ 行

償却資産の申告について

1. 償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるもののうち、その取得価額が少額である資産その他の政令で定める資産以外のもの（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない方が所有されているものも含みます。）をいいます。（地方税法第341条第4号<固定資産税に関する用語の意義>）

たとえば、会社や個人で事業を行っている方が事業のために用いることができる構築物、機械、器具、備品等が対象となります。

2. 申告していただく方

令和7年1月1日現在、宇都宮市内で工場や商店を経営していたり、駐車場やアパートを貸したりしているなど、事業を営んでいる方です。

また、申告書が送られてきた方で償却資産を所有していない方、廃業・転出により宇都宮市内の償却資産がなくなった方も、備考欄に必要事項を記入のうえ、提出して下さるようお願いいたします。

3. 申告していただく資産

令和7年1月1日現在、事業の用に供することができる資産です。

(1) 次のような資産も事業のために使用できる状態であれば申告の対象となります。

- ア 建設仮勘定で経理されている資産のうち、賦課期日までに完成し、事業の用に供されている資産
- イ 決算期以後に取得された資産でまだ固定資産勘定に計上されていない資産
- ウ 簿外資産（会社の帳簿には記載されていない資産）
- エ 償却済資産（減価償却が終わり、残存価額のみ帳簿に計上されている資産）
- オ 遊休資産（活動を休止しているが、維持補修が行われている資産）
- カ 未稼働資産（すでに完成しているが、まだ稼働していない資産）

(2) 申告の対象とならない償却資産

次に掲げる資産は、償却資産（固定資産税）の対象になりませんので申告は不要です。

- ア 自動車税（種別割）・軽自動車税（種別割）の課税対象となるもの
- イ 無形固定資産（ソフトウェア、電話加入権、鉱業権、漁業権、特許権等）
- ウ 繰延資産（創立費、開業費、試験研究費等）
- エ 棚卸資産（商品、貯蔵品等）
- オ 生物（ただし、観賞用・興行用のものは申告対象です。）、立木、果樹
- カ 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のもの（平成20年4月1日以後契約分）

(3) 償却資産の種類と具体例

下の表は、償却資産の対象となる主な資産の例示です。

資 産 の 種 類		主 な 償 却 資 産 の 例 示
1	構 築 物	舗装路面、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、看板（広告塔等）
	建 物 附 属 設 備	受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作等
2	機 械 及 び 装 置	各種製造設備等の機械及び装置、太陽光発電設備、機械式駐車設備（ターンテーブルを含みます。）、ブルドーザー・パワーショベル等の建設機械に該当する大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「0」、「00～09及び000～099」）
3	船	モーターボート等
4	航 空 機	飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車（ナンバープレートの分類番号が「9」、「90～99及び900～999」）、農耕作業用の自動車で最高時速が毎時35 km以上のもの並びに台車等
6	工具、器具及び備品	パソコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン）、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、自動販売機等

(4) 業種別の主な償却資産の具体例

償却資産の対象となる主な資産と耐用年数を業種別に例示しますと、下の表のとおりです。

業 種 等	対 象 と な る 主 な 償 却 資 産 の 内 容
事 務 系	タイムレコーダー（5）、事務机（15）、椅子（15）、応接セット（8）、ロッカー（15）、キャビネット（15）、金庫（20）、コピー機（5）、テレビ（5）、エアコン（6）、パソコン（サーバー用のものを除く）（4）、LAN配線（10）、その他
喫茶・飲食店	看板（10）、食卓（5）、椅子（5）、厨房用品（5）、レジスター（5）、カラオケ（5）、冷蔵庫（6）、エアコン（6）、その他
理・美容業	理・美容椅子（5）、消毒殺菌器（5）、タオル蒸器（5）、パーマ器（5）、レジスター（5）、サインポール（3）、エアコン（6）、その他
クリーニング業	洗濯機（13）、脱水機（13）、ドライ機（13）、プレス（13）、給排水設備（15）、レジスター（5）、エアコン（6）、その他
小 売 業	冷蔵ストッカー（4）、陳列ケース（6または8）、レジスター（5）、冷蔵庫（6）、自動販売機（5）、エアコン（6）、看板（10）、ネオンサイン（3）、その他
食肉鮮魚販売業	冷凍機（9）、肉切断機（9）、挽肉機（9）、冷蔵庫（6）、陳列ケース（6または8）、電子秤（5）、レジスター（5）、エアコン（6）、その他
自動車修理業	旋盤（15）、プレス（15）、圧縮機（15）、測定工具（5）、検査工具（5）、舗装路面（10または15）、塗装ブース（15）、その他
金 属 加 工 業	受変電設備（15）、舗装路面（10または15）、旋盤（10）ボール盤（10）、フライス盤（10）、プレス（10）圧縮機（10）、測定・検査工具（5）、その他
開 業 医	レントゲン機器（6）、調剤機器（6）、ファイバースコープ（6）、消毒殺菌用機器（4）、手術機器（5）、歯科診療用ユニット（7）、その他
不動産貸付業	舗装路面（10または15）、立体駐車場のターンテーブルおよび機械部分（10）、金属造の塀（10）、コンクリート塀（15）、受変電設備（15）、太陽光発電設備（17）、その他
パチンコ店	パチンコ台（2）、パチスロ台（3）、玉計数機（5）、島設備（5）、その他

（ ）の中の数字は、その業種における主な償却資産の耐用年数です。

(5) 少額の減価償却資産の取り扱い

少額資産とは、取得価額 10 万円未満の資産のうち一時に損金算入したもの、取得価額 20 万円未満の資産のうち 3 年間で一括償却したものをいいます。

○＝申告対象 ×＝申告対象外

	取 得 価 額	国税の取り扱い	固定資産税（償却資産）の取り扱い
個人の場合 平成 11 年 1 月 1 日以後 に取得した資産	10 万円未満	必 要 経 費	× (注)
	10 万円以上 20 万円未満	3 年間一括償却	× (注)
		減 価 償 却	○
	20 万円以上	減 価 償 却	○
法人の場合 平成 10 年 4 月 1 日以後 に開始された事業年度に 取得した資産	10 万円未満	損 金 算 入	× (注)
		3 年間一括償却	× (注)
		減 価 償 却	○
	10 万円以上 20 万円未満	3 年間一括償却	× (注)
		減 価 償 却	○
	20 万円以上	減 価 償 却	○

※ 租税特別措置法第 28 条の 2 または第 67 条の 5 の規定により、中小企業者等が取得価額 30 万円未満の減価償却資産の合計額 300 万円までを損金算入した場合でも、固定資産税は申告の対象となります。

(注) 令和 4 年 4 月 1 日以降に取得し、かつ、貸付け（主要な業務として行われるものを除く）の用に供した資産は取扱いが変更となりましたので御注意ください。

(6) リース資産と納税義務者

リース資産は、その契約内容により、資産を貸している方に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業を行っている方に申告していただく場合があります。

大きく分類すると下の表のとおりです。

○＝申告対象 ×＝申告対象外

リ ー ス 契 約 内 容	資産を貸している方	資産を借りている方
通常の賃貸借契約によるリース資産	○	×
割賦販売にあたるようなリース資産	×	○

※ 平成 19 年度税制改正により、平成 20 年 4 月 1 日以降に契約を締結する「所有権移転外ファイナンス・リース取引」は国税の税務会計処理方法が変更されましたが、固定資産税においては、従来どおり資産を貸している方の申告が必要です。

※ 所有権留保付割賦販売の資産は、原則として買主の方が申告してください。

(7) 家屋と償却資産の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、固定資産税においては、それらを家屋と償却資産に区分して評価しています。

家屋と設備等の所有者が同じ場合

独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取り扱います。詳しくは、4 ページ＜家屋と償却資産の区分表＞をご覧ください。

家屋と設備等の所有者が異なる場合

賃借人（テナント）等が取り付けた内装・造作及び建築設備等については、償却資産として取り扱います。（賃借人（テナント）等とは、家屋の所有者以外の者をいいます。）

賃借人（テナント）等が取り付けた内装・造作及び建築設備等の事業用資産は、賃借人（テナント）等が償却資産として申告してください。

＜家屋と償却資産の区分表＞ 下の表は、主な設備等の例示です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家	屋	償却資産	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			○
電気設備	受変電設備	設備一式			○	○
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等			○	○
	中央監視装置	設備一式			○	○
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式 屋内設備一式			○	○
	電力引込設備	引込工事	○			○
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備 上記以外の設備			○	○
	電話設備	電話機、交換機等の機器 配管・配線、端子盤等			○	○
	LAN設備	設備一式	○			○
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器 配管・配線等			○	○
	インターホン設備	集合玄関機※、親機・子機等	○			○
	監視カメラ（ITV）設備	受像機（テレビ）、カメラ 配管・配線等			○	○
	避雷設備	設備一式	○			○
	火災報知設備	設備一式	○			○
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備 配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等			○	○
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用） 局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等） 中央式給湯設備			○	○
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備 屋内の配管等			○	○
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○			○
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等 消火栓設備、スプリンクラー設備等			○	○
	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備 上記以外の設備			○	○
その他の設備等	換気設備	特定の生産又は業務用設備 上記以外の設備			○	○
	駐車場設備	機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、料金精算機、駐車券発行機、カーゲート、フラッパーゲート等			○	○
	運搬設備	工場用ベルトコンベア エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等			○	○
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備 上記以外の設備			○	○
		洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、駐輪設備、ごみ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等			○	○
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）			○	○

※ 平成26年12月31日以前に取得した集合玄関機等は、家屋と設備等の所有関係にかかわらず、償却資産の対象となります。

4. 提出していただく書類

(1) 償却資産申告書（提出用）

申告書が送付されたすべての方の提出が必要となりますので、（自社電算により独自の用紙を使用される方も含みます。）次の①～③の場合でも必ず提出してください。詳しくは、9ページの記入例を参考に作成し必ず提出してください。

① 前年中に資産の増減がない場合

「償却資産申告書」の（18）備考欄の**イ**を○で囲んで提出してください。

② 償却資産申告書が送られてきた方で、該当する償却資産を所有していない場合

「償却資産申告書」の（18）備考欄の**ウ**を○で囲んで提出してください。

③ 1月1日現在、すでに廃業または解散等をしている場合

「償却資産申告書」の（18）備考欄の**エ**の該当する部分を○で囲んで提出してください。

(2) 「種類別明細書（増加資産・全資産用）」（提出用A・B）

増加資産のある場合や全資産申告をされる方、初めて申告をされる方は、10ページの記入例を参考に作成し必ず提出してください。

(3) 「種類別明細書（減少資産・内容修正資産用）兼前年度課税明細書」（提出用A・B）

11ページの記入例を参考に作成し提出してください。所有資産の減少や移動、内容修正等があった場合は、漏れの無いよう必ず記載してください。

※ 申告書を郵送される方で控の返送をご希望の場合は、控用の申告書とともに必ず返信先を明記した封筒に切手を貼付の上、同封くださるようお願いします。

※ 自社電算により申告をされる場合は、次に示す①～④の要件をすべて満たしていただく必要があります。

① 翌年度以降も継続して自社電算により申告をすること

② 全資産について1月1日現在の「評価額」が記載されていること

③ 「全資産」「増加資産及び減少資産」の明細が添付されていること

④ 「償却資産申告書」「種類別明細書」が総務省令で定める様式であること

※ 自社電算により申告をされる場合でも、宇都宮市が送付した「償却資産申告書」を併せて提出して下さるようお願いいたします。

5. 税額の計算方法

(1) 課税標準額の計算

受付をした申告書の内容に基づき評価額を計算のうえ、価格を決定し、**課税標準額**を計算します。**課税標準額**は令和7年1月1日現在の償却資産の価格で、償却資産課税台帳に登録された価格です。

① 償却資産一品ごとの取得価額（初年度）又は前年度の評価額に、耐用年数ごとの減価残存率をかけて『評価額』を算出します。

② ①により計算した償却資産について『評価額』を合計します。

③ 合計した評価額が、その事業者の「決定価格」＝『課税標準額』になります。

（課税標準の特例等が適用される場合には、「決定価格」－課税標準の特例減少額＝『課税標準額』になります。）

〈評価額の算出方法〉

○前年中に取得した資産

$$\boxed{\text{取得価額}} \times \boxed{\text{前年中取得の資産の減価残存率}} = \boxed{\text{評価額}}$$

取得価額には、その資産を取得するのに必要な費用（据付費、運搬費等）を含みます。

○前年前に取得した資産

$$\boxed{\text{前年度評価額}} \times \boxed{\text{前年前取得の資産の減価残存率}} = \boxed{\text{評価額}}$$

以後、毎年この方法により計算し評価額が取得価額の5%になるまで償却します。評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%相当額が評価額になります。

耐用年数ごとの減価残存率

耐用年数	減価率 (r)	減価残存率		耐用年数	減価率 (r)	減価残存率		耐用年数	減価率 (r)	減価残存率	
		前年中取得の資産	前年前取得の資産			前年中取得の資産	前年前取得の資産			前年中取得の資産	前年前取得の資産
		$1 - r/2$	$1 - r$			$1 - r/2$	$1 - r$			$1 - r/2$	$1 - r$
—	—	—	—	11	0.189	0.905	0.811	21	0.104	0.948	0.896
2	0.684	0.658	0.316	12	0.175	0.912	0.825	22	0.099	0.950	0.901
3	0.536	0.732	0.464	13	0.162	0.919	0.838	23	0.095	0.952	0.905
4	0.438	0.781	0.562	14	0.152	0.924	0.848	24	0.092	0.954	0.908
5	0.369	0.815	0.631	15	0.142	0.929	0.858	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	16	0.134	0.933	0.866	30	0.074	0.963	0.926
7	0.280	0.860	0.720	17	0.127	0.936	0.873	35	0.064	0.968	0.936
8	0.250	0.875	0.750	18	0.120	0.940	0.880	40	0.056	0.972	0.944
9	0.226	0.887	0.774	19	0.114	0.943	0.886	45	0.050	0.975	0.950
10	0.206	0.897	0.794	20	0.109	0.945	0.891	50	0.045	0.977	0.955

※ 固定資産（償却資産）の評価では旧定率法のものを用います。国税（法人税等）で用いている定率法ではありませんのでご注意ください。

【計算例】

取得価額：250,000 円、取得年月：2024(令和6)年9月、耐用年数：4 年 パソコンの場合

2025(令和7)年度 = 250,000 × (前年中取得：0.781) = 195,250 円

2026(令和8)年度 = 195,250 × (前年前取得：0.562) = 109,730 円

2027(令和9)年度 = 109,730 × 0.562 = 61,668 円

2028(令和10)年度 = 61,668 × 0.562 = 34,657 円

2029(令和11)年度 = 34,657 × 0.562 = 19,477 円

2030(令和12)年度 = 19,477 × 0.562 = 10,946 円 < 12,500 円

※ 2030(令和12)年度で算出額が取得価額の5%（12,500 円）より小さくなりますので、2030(令和12)年度以降は12,500 円が評価額となります。

(2) 税額の計算

課税標準額に税率をかけて税額を計算します。

$$\boxed{\text{課税標準額 (1,000 円未満切り捨て)}} \times \boxed{\text{税率 (100 分の 1.4)}} = \boxed{\text{税額 (100 円未満切り捨て)}}$$

※ 課税標準額が150万円（免税点）未満の場合は、課税されません。

なお、免税点の判定（150万円未満となるかどうか）は、本市で計算した結果によりますので、償却資産の多少（資産がない場合も含みます）にかかわらず申告してください。

6. 国税との主な違いについて

項 目	固定資産税（償却資産）の取り扱い	国 税 の 取 り 扱 い
償 却 計 算 の 期 間	暦 年（賦課期日制度）	法 人 ：事業年度 個 人 ：暦 年
減 価 償 却 の 方 法	定率法のみ（減価率は「旧定率法」で使用する償却率と同じ）	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法，旧定額法等の選択制度（建物については旧定額法） 【平成19年4月1日～平成28年3月31日取得】 定率法，定額法等の選択制度（建物については定額法） 【平成28年4月1日以後取得】 定率法，定額法等の選択制度（建物及び構築物・建物附属設備については定額法）
前年中の新規取得資産	半 年 償 却（1 / 2）	月 割 償 却
特別償却・割増償却	認 め ら れ ま せ ン	認 め ら れ ま す
増加償却・陳腐化償却	認 め ら れ ま す（※1）	認 め ら れ ま す
圧 縮 記 帳	認 め ら れ ま せ ン（※2）	認 め ら れ ま す
評価額の最低限度額	取得価額の100分の5	残 存 簿 価 1 円
改 良 費	区 分 評 価 （改良を加えられた資産と改良費を区分して評価します）	原 則 区 分 評 価
少 額 減 価 償 却 資 産 の 即 時 償 却	適 用 さ れ ま せ ン（※3）	適 用 さ れ ま す

- ※1 耐用年数の短縮，増加償却及び陳腐化償却の適用を受けた資産がある場合は，税務署長又は国税局長の承認を受けたことを証する書類の写しを償却資産申告書とともに提出してください。（この場合，申告書提出前に必ずご連絡ください。）
- ※2 圧縮記帳は固定資産税においては認められていませんので，圧縮記帳を行った場合は，圧縮前の取得価額にて申告をしていただくこととなります。
- ※3 中小企業者等が取得した少額減価償却資産（取得価額30万円未満の資産）について，即時償却制度（租税特別措置法）は固定資産税においては認められていません。

7. 電子申告について

本市では，インターネット（地方税ポータルシステム「*e L T A X*」）を利用した償却資産の申告を受け付けています。

利用方法など，詳しくは「*e L T A X*」ホームページをご覧ください。

「*e L T A X*」ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>

「よくあるご質問」 <https://eltax.custhelp.com>

8. 固定資産課税台帳の閲覧

申告及び調査に基づいて償却資産の価格等が決定されますと、償却資産課税台帳に登録されます。課税台帳は、新年度の価格等を台帳に登録した旨を市長が公示した日から閲覧が可能となります。

9. 実地調査について

(1) 実地調査及び帳簿確認調査について

宇都宮市では、地方税法第353条及び第408条の規定に基づいて、実地調査及び帳簿確認調査を順次進めています。所有されている償却資産について、職員が事業所等にお伺いしたり、電話や文書にて帳簿（「固定資産台帳」、「減価償却費明細書」、「貸借対照表」等の書類）のご提出をお願いしたりすることがありますので、ご協力をお願いいたします。

なお、その際に、申告がなされていない資産があったり、申告内容に誤りがあったりした場合は、修正申告をお願いすることがあります。その場合の課税年度は、現年度だけでなく資産の取得年に応じて過年度に遡って課税させていただくこともあります（現年度を含め最大5年度）ので、あらかじめご承知おきください。

(2) 申告をしない場合または虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告をされない場合は、地方税法第386条及び宇都宮市税条例第77条の規定により過料を科されることがあります。また、虚偽の申告をされますと同法第385条の規定により懲役または罰金刑に処されることがあります。

10. 提出期限 令和7年1月31日（金）

窓口（宇都宮市役所本庁舎2階C1番窓口）での受付は、令和7年1月6日（月）から開始いたします。混雑が予想されますので、できるだけ早めに提出をお願いいたします。（地区市民センター及び出張所での申告受付は行っておりません。お手数でも本庁にお越しいただくか、郵送による申告をお願いいたします。）

11. 申告書提出先及び問合せ先

〒320-8540（宇都宮市役所個別郵便番号） 栃木県宇都宮市旭1丁目1番5号
宇都宮市役所 資産税課 償却資産グループ
TEL（028）632-2259

12. 申告書の記入例

申告書は、送付された本市所定の申告用紙をご使用ください。
なお、自社電算により申告をされる場合は、併せて提出して
くださるようお願いいたします。

(イ) 最初から記入されていますから
何も記入しなくてください。

この金額の訂正を要する場合、あ
らかじめ資産税課償却資産グル
ープまでご連絡ください。

(ロ) 「種類別明細書(減少資産用)」
に記入した資産の「種類ごと」
に「合計金額」を記入します。

(2種及び6種)
90,000・・・冷蔵庫(2種)
+ 280,000・・・エアコン(6種)
+ 250,000・・・クーラー・イス
620,000 (6種)

(ハ) 「種類別明細書(増加資産・全
資産用)」に記入した資産の
「種類ごと」の合計金額を記
入します。

(6種)
1,200,000・・・冷凍冷蔵庫
+ 700,000・・・エアコン
+ 800,000・・・ステレオ
+ 400,000・・・食器洗浄機
3,100,000

(ニ) それぞれの資産の「種類ごと」に
(イ) - (ロ) + (ハ)
の計算結果を記入します。

この部分は何も記入する
必要はありません。

①住所を確認してください。
②氏名または法人名称を確認し、代表者を
記入してください。
※押印は不要です

受付印	令和 7 年 1 月 10 日	令和 7 年度	償却資産申告書	償却資産課税台帳	令和 7 年度
(あて先)	宇都宮市長				
住所	320-0818	旭1丁目1番5号			
氏名	株式会社	レストラン	代表取締役	宇都宮 一郎	
住所	住所	住所	住所	住所	住所
資産の種類	取得したものの(イ)	取得したものの(ロ)	取得したものの(ハ)	取得したものの(ニ)	取得したものの(ホ)
1	構築物	1,800,000			
2	機械及び器具	6,500,000	9,000,000		
3	船舶				
4	航空機				
5	車両及び運搬具				
6	工具、器具	1,530,000			
7	構築物	9,980,000			
合 計		16,200,000	9,000,000	3,100,000	1,200,000
資産の種類	評価額	決定価格	課税標準額	備 考	
1	構築物				
2	機械及び器具				
3	船舶				
4	航空機				
5	車両及び運搬具				
6	工具、器具及び備品				
7	合 計				
1	構築物				
2	機械及び器具				
3	船舶				
4	航空機				
5	車両及び運搬具				
6	工具、器具及び備品				
7	合 計				

2枚複写になっておりますので「提出用」「控用」の順に重ねて記入してください。
なお、⑧、⑨で「有」を「○」で囲まれた方は、税務署長等に提出した申請書の写しを提出してください。

- ③個人の方は12桁の個人番号を、法人にあっては13桁の法人番号を右詰めで記入してください。
- ④事業種目は具体的に、資本金等の金額は単位を百万円で記入してください。(資本金等の金額はなお、個人営業の場合は、事業種目のみ記入してください。)
- ⑤決算月を記入してください。なお、事業開始年月等は記入する必要はありません。
- ⑥申告書の内容についてお尋ねする場合がありますので、応答される方の氏名・電話番号を記入してください。
- ⑦申告書の作成を依頼された税理士(税理士法人)の氏名(名称)・電話番号を記入してください。

⑬、⑭、⑮、⑯について、最初からマーク(印字)されている場合には必ず確認してください。なお、変更等がある場合には修正してください。

⑧短縮耐用年数の有無を○で囲んでください。 (税務署へ提出した申請書写しが必要です。)

⑨増加償却を行っている資産の有無を○で囲んでください。(「有」の場合は、税務署へ提出した申請書写しが必要です。)

⑩非課税該当資産の有無を○で囲んでください。

⑪課税標準の特例の有無を○で囲んでください。

⑫特別償却又は圧縮記帳の有無を○で囲んでください。

⑬会計処理上、採用している減価償却方法について○で囲んでください。

⑭青色申告の有無を○で囲んでください。

⑮宇都宮市内の資産所在地を記入してください。また、事業所用家屋の所有区分について該当する方を○で囲んでください。

⑯リース資産がある場合には貸主の氏名(名称)を記入してください。

⑰事業所用家屋の所有区分について、該当する方を○で囲んでください。両方に該当する場合は両方とも○で囲んでください。

⑱資産状況、廃業等該当する項目を○で囲んでください。社名や所在地の変更などの連絡事項がある場合は、この欄に記入してください。なお、申告書及び納税通知書の送付先住所に変更などがある場合は、修正してください。

13. 種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例

令和7年度
所有者コード
040001234567Z

種類別明細書（増加資産・全資産用）
宇都宮市

所有者名
(特) レストラン○○

後のうち
収

資産の 番号	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月 年 月	取得価額 千円 十円	耐用年数 年	減価償却率 千分率	価額 千円 十円	増 加 特 例 の 特 例 率 千分率	摘要
01	65	冷凍冷蔵庫	1	15	6	1		1200000	6	
02	6	エアコン	1	15	6	10		700000	6	
03	6	ステレオ	4	27	11			800000	5	令和6年7月 真岡店より
04	6	食器洗浄機	4	3	13			400000	6	中古もれ
05				5						
06				5						
07				5						
08				5						
09				5						
10				5						
11				5						
12				5						
13				5						
14				5						
15				5						
16				5						
17				5						
18				5						
19				5						
20				5						
小計				4				3100000		
計										

この書類はそのまま電算処理データとして使用しますので、正確に記入してください。
特に「取得年月」「取得価額」「耐用年数」は、評価計算の基礎となりますので記入漏れのないよう
お願いいたします。（記入のない場合は、確認させていただきます。）

取得年月が平成31年4月以前の場
合は、「5」を「4」に書き換えてく
ださい。

資産の申告もれがあった場合は、その旨
の表示をお願いいたします。

資産コードは何も記入する必要
はありません。

〇 資産の種類
・構 築 物・・・1 ・航 空 機・・・4
・機械及び装置・・・2 ・車両・運搬具・・・5
・船 舶・・・3 ・工具器具備品・・・6

〇 資産の名称
資産の名称等を漢字、カタカナ、英数字等で20
字以内に要約して記入してください。

〇 取得年月
資産を実際に取得された年月を記入してください。
(年号は、令和→「5」、平成→「4」、昭和→「3」)

〇 取得価額
資産を取得するために直接支出した金額のほか
当該資産を事業の用に供するために要した費用
(設置工事等費用、関税、据付手数料等の諸経
費) も含まれます。

〇 耐用年数
減価償却資産の耐用年数等に関する省令(耐用年
数省令) 別表第1 から第6 まで (別表第3 及び第
4 を除く。) に掲げる耐用年数を記入してくださ
い。
中古資産については、見積耐用年数を採用して
いる場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得
て短縮耐用年数を採用している場合はその耐用
年数を記入してください。

〔注1〕 前年度申告済の方で、増加資産がある場合にはその増加資産について、また本年度初めて申告される方は、1月1日現在所有
する全資産について記入してください。
〔注2〕 色刷り部分の項目(減価償却率、価額、課税標準の特例、特例日の各項目)については、記入不要です。
〔注3〕 増加事由欄は、必ず記入してください。(1:新規取得、2:中古取得、3:移動(他市町村との間でのものに限る。))4:その他。)

14. 種類別明細書（減少資産・内容修正資産用）兼前年度課税明細書の記入例

記入のしかた

令和 7 年度

所有者コード

0400123456

税理士コード

2345

発送番号

0400123456

税理士コード

2345

発送番号

0400123456

所有者名

株式会社レストラン○○

校のうち

校 出

種類別明細書 (減少資産・内容修正資産用) 兼前年度課税明細書

宇 都 宮 市

行 番 号	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月 年 月	取 得 価 額 十 百 千 円	減 少 の 事 由 及 び 区 分	要 摘	参 考 前年度課税価額 十 百 千 円
01	1 41900101 屋根		H18. 3	760,000	1 売却 2 滅失 3 移動 4 その他	1 2	38,000
02	1 41900102 門・塀	1	H18. 6	1,100,000	1 2 3 4	1 2	88,143
03	2 42600101 冷蔵庫	3	H25. 10	90,000	1 2 3 4	1 2 日光店へ	4,500
04	2 42600103 パン製造用オーブン	1	H25. 10	4,000,000	1 2 3 4	1 2	353,712
05	2 43100101 洗浄機	1	H30. 7	2,500,000	1 2 3 4	1 2	891,280
06	6 42600104 エアコン	1	H25. 6	280,000	1 2 3 4	1 2	14,000
07	6 42800101 テーブル・イス	1	H27. 4	250,000	1 2 3 4	1 2 取得数量3組のうち1組減少	37,500
08	6 50360101 レジスター	1	R2. 3	500,000	1 2 3 4	1 2 耐用年数修正	162,250
09					1 2 3 4	1 2	
10					1 2 3 4	1 2	
11					1 2 3 4	1 2	
12					1 2 3 4	1 2	
13					1 2 3 4	1 2	
14					1 2 3 4	1 2	
15					1 2 3 4	1 2	
16					1 2 3 4	1 2	
17					1 2 3 4	1 2	
18	合 計			9,980,000	1 2 3 4	1 2	1,551,385

減少する資産の合計額となります。

(例) 90,000 円「行番号 03」+ 280,000 円「行番号 06」+ 250,000 円「行番号 07」= 620,000 円

(例)「行番号 08」③内容修正 (耐用年数修正) の場合

(例)「行番号 07」②一部減少の場合

小 計

9,980,000

620,000

精 算 物…1・電 空 機…4

…機械及び器具…2・車・運搬具…5

…船…3・工具器具備品…6

減少した部分に係る数量及び取得額のページ行を記入してください。

【※注1】・「行番号」について「03」「06」は全部減少、「07」は一部減少（3組中1組）、「08」は内容修正の記載例です。

・「資産コード(抹消コード)」等の記載があり、「行番号」への○印や抹消線のない資産「01」「02」「04」「05」については、内容がそのまま

課税台帳の登録資産情報として引き継がれます。

【※注2】色刷りされた項目(申告年度, 参考)は, 記入不要です。

この明細書は、減少資産や内容修正資産がない場合でも、必ず提出して下さい。事業所控は「控用」をご利用ください。

第二十六号樣式別表二（提出用A）

① 全部減少する資産がある場合
(左図記入例の行番号[03][06]参照。)

1. 減少する資産の「行番号」に○印を記入してください。
2. 「減少の事由及び区分」の該当項目の番号に○印を記入してください。

(例) 移動 (市外等) による場合
⇒事由「3」及び、全部「1」の両方に○印を記入します。

(例) 減失による場合
⇒事由「2」及び、全部「1」の両方に○印を記入します。

3. 補足事項等がありましたら、「摘要」欄に記入してください。

② 一部減少する資産がある場合

(左図記入例の行番号[07]参照。)

1. 減少する資産の「行番号」に○印を記入し
てください。

2. 数量「取得価額」の記載数字を二重線で抹消し、減少する数量・金額を記入してください。

3. 「減少の事由及び区分」の該当項目の番号に○印を記入してください。

(例) 滅失による場合
⇒事由「2」及び、一部「2」の両方に○印を記入します。

4. 補足事項等がありましたら、「摘要」欄に記入してください。

③ 内容を修正する資産がある場合

(左図記入例の行番号[08]参照。)

1. 修正する箇所の記載内容を二重線で抹消し、修正後の内容を記入してください。

2. 「摘要」欄に修正項目など必要事項を記入してください。

(例) 耐用年数の修正の場合
⇒「耐用年数修正」と記入します。
* 記入欄に余裕があれば、「5年⇒4年」など
修正前と修正後の内容の併記をお願いします。